

よくある質問

Q1. 調整給付金とは

A1. 賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分推計所得税および令和6年度個人住民税（特別区民税・都民税）の定額減税（特別税額控除）が実施されることになりました。その中で、定額減税しきれないと見込まれる方にその差額を給付金として支給するものです。

Q2. 給付を行う自治体は？

A2. 令和6年度個人住民税の課税市町村が行います。

Q3. 調整給付の対象者は？

A3. 所得税・住民税の納税義務者のうち、定額減税可能額が減税前の税額を上回る（減税しきれない）と見込まれる方です。

Q4. 支給対象者なのかはどうやってわかるのか。

A4. 給付対象と見込まれる方へは、確認書を順次発送予定です。第一弾発送の方（給与所得のみ、扶養なしで所得税、住民税どちらも減税しきれなかった方）には6月28日（金曜日）に発送済みです。第二弾発送の方（第一弾発送以外の対象者の方）には7月16日（火曜日）に発送予定です。

Q5. いつから手続きをすることができますか？

A5. **【確認書を受け取るための手続き】**
・給付対象と見込まれる方へは、確認書を順次発送予定です。確認書を受け取るために事前の申請や手続きは必要ありません。
【確認書が届いてからの手続き】
・給付対象と見込まれる方へは、確認書を順次発送予定です。第一弾発送の方（給与所得のみ、扶養なしで所得税、住民税どちらも減税しきれなかった方）には6月28日（金曜日）に発送済みです。第二弾発送の方（第一弾発送以外の対象者の方）には7月16日（火曜日）に発送予定です。

Q6. 確認書とは何ですか？

A6. 本給付金の対象者に区から送付される、給付額や振込口座などを確認するための書類のことです。

Q7. 早めに給付金を頂けないか。

A7. 誠意対応中でございます。
大変申し訳ございませんが、今しばらくお待ちくださいませ。

Q8. 確認書はいつ頃届きますか？

A8. 給付対象と見込まれる方へは、確認書を順次発送予定です。第一弾発送の方（給与所得のみ、扶養なしで所得税、住民税どちらも減税しきれなかった方）には6月28日（金曜日）に発送済みです。第二弾発送の方（第一弾発送以外の対象者の方）には7月16日（火曜日）に発送予定です。

Q9. 給付額が知りたい。

A9. 順次発送予定の確認書に、対象者の給付金額を記載しております。給付対象と見込まれる方へは、確認書を順次発送予定です。第一弾発送の方（給与所得のみ、扶養なしで所得税、住民税どちらも減税しきれなかった方）には6月28日（金曜日）に発送済みです。第二弾発送の方（第一弾発送以外の対象者の方）には7月16日（火曜日）に発送予定です。

よくある質問

Q10. 給付額はどのように決まる？

A10. 個人住民税、所得税それぞれの税額に応じて、控除不足額（定額減税しきれない額）を算出し、これらを合算して調整給付額を算出します。
※1万円単位で切り上げます。

Q11. 定額減税額の計算方法は？

令和6年分所得税
 $3 \text{万円} \times (\text{納税義務者本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数 (16歳未満含む)})$

A11. 令和6年度住民税
 $1 \text{万円} \times (\text{納税義務者本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数 (16歳未満含む)})$

※控除対象配偶者および扶養親族は、国外居住者を除きます。

Q12. R6年分の所得税及び定額減税の実績が確定した際、調整給付額が少なかった場合は、どのような対応になりますか？

A12. R7年度に不足額分の給付を行います。